

## ○大阪府砂防指定地管理規則

昭和五十三年五月十五日  
 大阪府規則第五十号  
 改正 昭和六二年三月二〇日規則第九号  
 平成四年三月二四日規則第二四号  
 平成五年一〇月一五日規則第六六号  
 平成六年一〇月二八日規則第九五号  
 平成九年三月三一日規則第四〇号  
 平成九年九月二四日規則第七五号  
 平成一二年四月二八日規則第二一八号  
 平成一三年三月三〇日規則第五二号  
 平成一五年三月二五日規則第三六号  
 平成一五年九月三〇日規則第一〇六号  
 平成一七年三月三一日規則第九〇号  
 平成一七年九月三〇日規則第一三三号  
 平成一八年二月一〇日規則第六号  
 平成一九年三月二九日規則第三四号

大阪府砂防指定地管理規則をここに公布する。

## 大阪府砂防指定地管理規則

砂防指定地取締規則（昭和二十七年大阪府規則第五十六号）の全部を改正する。

## (趣旨)

第一条 この規則は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）、大阪府砂防指定地管理条例（平成十五年大阪府条例第七号。以下「条例」という。）その他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、砂防指定地の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

## (行為許可等の申請)

第三条 条例第四条第一項前段の許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為許可申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の砂防指定地内行為許可申請書には、別表第一に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。
- 3 条例第四条第一項後段の規定による許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為変更許可申請書（様式第二号）に、変更理由書及び別表第一に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、知事に提出しなければならない。

## (砂防指定地内行為届出書)

第四条 条例第四条第二項の規定による届出は、砂防指定地内行為届出書（様式第三号）を提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の砂防指定地内行為届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 行為計画概要平面図
- 三 行為地横断面図
- 四 工作物構造図

## 五 現況写真

- 3 条例第四条第二項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 高さ一メートル以下の切土又は盛土を伴う行為で、当該行為を行う面積が百五十平方メートル以下のもの
  - 二 土地の形質変更を伴わない工作物の築造、改築及び除却（砂防設備の周囲十メートル以内及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域から五メートル以内の土地における工作物の築造、改築及び除却を除く。）
  - 三 地質調査のためのボーリング
  - 四 井戸の掘削
  - 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第五項に規定する森林整備保全事業のうち、森林の造成及び維持に必要な事業で府が施行するもの
  - 六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業で、府が施行するもの

### （占用許可の申請）

第五条 条例第六条の許可を受けようとする者は、占用許可申請書（様式第四号）に、別表第二に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

### （許可の期間）

第六条 条例第四条第一項の許可の期間は、行為の態様により、別表第三に掲げる期間以内とする。

- 2 条例第六条の許可の期間は、五年以内とする。

### （許可の期間の更新）

第七条 条例第四条第一項の許可（同項第二号に掲げる行為に係る許可を除く。）を受けた者で、当該許可の期間満了後も引き続き当該許可に係る行為をしようとするものは、当該許可の期間満了の日前三十日までに砂防指定地内行為期間更新許可申請書（様式第五号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 更新理由書
  - 二 許可に係る行為の進ちょく状況を明示した図書
  - 三 工程表
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 条例第六条の規定により許可を受けた者で、当該許可の期間満了後も引き続き当該許可に係る占用をしようとするものは、当該許可の期間満了の日前三十日までに占用期間更新許可申請書（様式第六号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 一 更新理由書
  - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

### （工事の着手の届出等）

第八条 条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手するときは、当該着手の時までに、その旨を記載した砂防指定地内行為（着手・終了・廃止・中止）・占用廃止届出書（様式第七号）を提出することにより、知事に届け出なければならない。

- 2 条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了し、又は廃止し、若しくは中止したときは、当該終了又は廃止、若しくは中止の日から七日以内に、その旨を記載した砂防指定地内行為（着手・終了・廃止・中止）・占用廃止届出書を提出することにより、知事に届け出なければならない。

らない。

- 3 条例第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る占用を廃止したときは、当該廃止の日から七日以内に、その旨を記載した砂防指定地内行為（着手・終了・廃止・中止）・占用廃止届出書を提出することにより、知事に届け出なければならない。

（住所変更等の届出）

- 第九条 条例第四条第一項又は第六条の許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、その変更の日から十四日以内に、その旨を記載した住所等変更届出書（様式第八号）にその事実を証する書類を添えて提出することにより、知事に届け出なければならない。

（許可に基づく地位の承継）

- 第十条 条例第四条第一項又は第六条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る行為又は占用を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により、当該許可に係る行為又は占用を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る行為若しくは占用を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、承継した日から十四日以内に、その旨を記載した砂防指定地内行為・占用地位承継届出書（様式第九号）に承継があったことを証する書類を添えて提出することにより、知事に届け出なければならない。

- 第十一條 条例第四条第一項の許可を受けた者から当該許可に係る土地、工作物又は竹木の所有権その他の当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定により地位を承継した者について準用する。

（標識の設置）

- 第十二条 条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為に係る土地（以下「行為地」という。）の見やすい場所に、砂防指定地内行為許可標識（様式第十号）を設置しなければならない。

（還付）

- 第十三条 条例第十四条ただし書の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 公益上の理由により、条例第六条の許可を取り消したとき。
- 二 天災その他やむを得ない理由により占用ができない場合で知事が適当と認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるとき。

（減免）

- 第十四条 条例第十五条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 国の機関、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、土地開発公社又は地方道路公社が公用、公共用その他公益上の目的のために占用を行う場合で知事が適当と認めるとき。
  - 二 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第一項第一号から第四号まで又は第六号（同項第五号に係る部分を除く。）に掲げる事業を行うために占用を行うとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるとき。
- 2 条例第十五条の規定による占用料の減額又は免除の申請は、占用料減額・免除申請書（様式第十一

号) を提出することにより行わなければならない。

(申請書等の提出部数)

第十五条 この規則の規定により知事に提出すべき申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）の提出部数は、申請書にあっては正本一部及びその写し二部（府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和三十五年大阪府規則第二十一号）第二条第一項第二十一号に掲げる事項に係るものにあっては一部）、届出書にあっては正本一部とする。

(申請書等の経由)

第十六条 申請書等は、行為地又は占用をしようとする砂防設備の所在地を管轄する府土木事務所長を経由して提出しなければならない。

(市町村長への通知)

第十七条 知事は、条例第四条第一項又は第六条の許可を行った場合は、その旨を行為地又は砂防設備の所在地の属する市町村の長に通知するものとする。

(砂防監理員)

第十八条 砂防法第三十一条の規定に基づき、砂防指定地の監視及び砂防設備の管理のため、砂防監理員を置く。

- 2 砂防監理員は、職員のうちから、知事が任命する。
- 3 砂防監理員は、身分証明書（様式第十二号）を携帯するものとし、砂防法第二十三条第一項の規定による土地の立入りを行う場合に、関係者にこれを提示しなければならない。
- 4 砂防監理員は、砂防法及び条例の規定に違反する行為を行っている者に対して、当該行為の中止、原状回復等の指示をすることができる。
- 5 前項に規定する指示の手続については、別に知事が定める。

(検査)

第十九条 知事は、治水上砂防のために、砂防指定地内の土地の形質の変更等の行為に関し、検査を行うことがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に砂防指定地取締規則の規定によりなされた許可、申請その他の行為は、この規則の施行の日以後においては、それぞれ同規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 3 この規則の施行前にした砂防指定地取締規則又はこれに基づく命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府土木事務所長等の職にある吏員に権原を委任する規則の一部改正)

- 4 府土木事務所長等の職にある吏員に権限を委任する規則（昭和三十五年大阪府規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（昭和六二年規則第九号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第二四号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年規則第九五号）

この規則は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第四〇号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府毒物及び劇物取締法施行細則、第三条の規定による改正前の大阪府食品衛生法施行細則、第四条の規定による改正前の大阪府調理師法施行細則、第五条の規定による改正前の大阪府製菓衛生師法施行細則、第六条の規定による改正前の大阪府と畜場法施行細則、第七条の規定による改正前の大阪府食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則又は第九条の規定による改正前の大阪府砂防指定地管理規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は設置されている標識は、第二条の規定による改正後の大阪府毒物及び劇物取締法施行細則、第三条の規定による改正後の大阪府食品衛生法施行細則、第四条の規定による改正後の大阪府調理師法施行細則、第五条の規定による改正後の大阪府製菓衛生師法施行細則、第六条の規定による改正後の大阪府と畜場法施行細則、第七条の規定による改正後の大阪府食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則又は第九条の規定による改正後の大阪府砂防指定地管理規則の規定により提出された申請書その他の書類又は設置された標識とみなす。

附 則（平成九年規則第七五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成一二年規則第二一八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府砂防指定地管理規則（以下「旧規則」という。）第九条、第十条第三項又は第十二条第二項の規定により提出されている申請書は、改正後の大阪府砂防指定地管理規則（以下「新規則」という。）第十条、第十二条第三項又は第十二条第二項の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際旧規則様式第八号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第十号の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成一三年規則第五二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（大阪府砂防設備占用料条例施行規則の廃止）

2 大阪府砂防設備占用料条例施行規則（平成十二年大阪府規則第二百十七号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この規則の施行の際現になされている占用の許可の申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた占用の許可の申請その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際改正前の大坂府砂防指定地管理規則（以下「旧規則」という。）様式第十号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、改正後の大坂府砂防指定地管理規則（以下「新規則」という。）様式第十二号の規定により交付されたものとみなす。

5 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成一五年規則第一〇六号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一三三号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

項	書類名	備考
一	行為地に係る権利者の承諾書	
二	防災施設の維持管理及び存置誓約書	
三	土地調書	
四	土地の登記事項証明書	
五	公共用地境界確定図の写し（公共用地隣接等の場合）	
六	地籍図	
七	行為概要書	行為目的及び行為概要
八	工事概要書	擁壁、水路等の形状寸法、延長等
九	工事工程表	工事の全体計画工程
十	防災計画書	土砂流出に対する防災施設の工種、施工方法等
十一	土運計画書	土工事において土の移動する位置、数量、施工方法
十二	水理計算書	排水施設の流量及び断面決定の水理計算書
十三	構造物計算書	擁壁等の構造及び安定計算書
十四	土量計算書	切土量、盛土量、残土量等の計算書
十五	地質調査書	主要構造物等の基礎ボーリング調査
十六	現況写真	全景、谷部等の現況写真
十七	位置図	
十八	区域図	行為区域、砂防指定区域等を示す平面図
十九	現況図	
二十	計画平面図	全体行為計画を示す平面図
二十一	縦断面図及び横断面図	全体行為計画を縦、横断的に示す断面図
二十二	谷筋縦断面図	谷筋部を縦断的に示す断面図

二十三	流域図	行為地及び行為地周辺の集水区域図
二十四	排水計画図	排水施設等を示した計画図
二十五	防災計画図	防災施設の配置、構造等の計画図
二十六	工作物等の構造図	工作物等の構造詳細設計図
二十七	丈量図	行為区域、砂防指定区域等の面積丈量図

備考 各項に掲げる書類に関する書式、内容等は、別に知事が定める。

別表第二（第五条関係）

項	書類名	備考
一	誓約書	工作物の維持管理・撤去に関する誓約書
二	事業計画概要書	占用に係る事業の計画概要
三	位置図	
四	平面図	
五	現況写真	
六	縦断面図及び横断面図	
七	丈量図・占用物件数量表	占用面積丈量図及び数量を記載した図書
八	工作物の設計図	工作物の形状、寸法及び地盤線を示した設計図
九	工事の実施方法記載図書	工作物の新築、改築又は除去を行う場合の工事の実施方法を記載した図書
十	他に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書	
十一	利害関係者等その他の同意書	
十二	公共用地境界確定図の写し	

備考 各項に掲げる書類に関する書式、内容等は、別に知事が定める。

別表第三（第六条関係）

項	行為	期間
一	宅地等の造成	五年
二	ゴルフ場の造成	五年
三	砂利、土砂、鉱物等の掘削、洗浄又は投棄	五年
四	墓地の造成	三年
五	遊園地等の造成	三年
六	農用地等農林業関連施設の設置等に伴う土地の造成	三年
七	道路、橋梁等の新築、改築又は除却	三年
八	土砂採取跡地等の修復	二年
九	地下埋設管等管類の新築、改築又は除却	一年
十	工場等産業施設の新築、改築又は除却	一年
十一	広告看板等軽微な工作物の新築、改築又は除却	一年
十二	砂防ダム等砂防設備たい積土砂の掘削	一年
十三	治水利水施設の新築、改築又は除却	一年
十四	のり面保護等土砂流出防止のための土地の保全	一年
十五	災害復旧	一年

様式第1号(第3条関係)

砂防指定地内行為許可申請書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
申請者 氏 名 ㊞

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり砂防指定地内における行為の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

行為地	所在 地		
	面 積		
行 为 の 目 的			
行 为 の 期 間	許可の日から		日間
備 考			

注意：

- 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 備考欄には、申請に係る行為について、他の法令の規定により許可その他の処分又は届出をする場合は、当該処分又は届出の有無を記載してください。

様式第2号(第3条関係)

砂防指定地内行為変更許可申請書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
申請者 氏名 

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け大阪府指令　第　号で許可を受けた行為について、次のように  
おり変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

行為地	所在 地	
	面 積	
行 为 の 目 的		
変 更 の 事 項		
許可を受けた期間	年　月　日から　年　月　日まで	

注意：氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略する  
ことができます。

様式第3号(第4条関係)

砂防指定地内行為届出書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
届出者  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり砂防指定地内の行為について、届け出ます。

行為の目的・概要	
行　為　　地	
行　為　期　間	平成　　年　　月　　日( )～平成　　年　　月　　日( )
連　絡　先 ( 電　話　番　号　)	市・町・村 TEL　( )—( )—( )
添　付　書　類	位置図、行為計画概要平面図、行為地横断面図、工作物構造図、現況写真

様式第4号(第5条関係)

占用許可申請書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
申請者 氏 名 ㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり占用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

砂防設備	所在地	
	面 積	
占用の目的		
占用の期間	年　月　日　から　年　月　日まで	
占用の内容		
備 考		

注意：

- 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 備考欄には、申請に係る行為について、他の法令の規定により許可その他の処分又は届出を要する場合は、当該処分又は届出の有無を記載してください。

様式第5号(第7条関係)

砂防指定地内行為期間更新許可申請書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
申請者 氏名 

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け大阪府指令　第　号で許可を受けた行為について、次のとおり期間の更新に係る許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

行　為　地	所 在 地	
	面 積	
行　為　の　目　的		
行為の期間	現 許可期間	年　月　日から　年　月　日まで
	更新許可 申請期間	年　月　日から　年　月　日まで

注意：氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第6号(第7条関係)

占用期間更新許可申請書

年　月　日

大阪府知事　　様

住 所  
申請者 氏名 

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け大阪府指令　第　号で許可を受けた占用について、次のとおり期間の更新に係る許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

砂防設備	所在 地	
	面 積	
占 用 の 目 的		
占用の期間	現 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
	更新許可 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで

注意：氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第7号(第8条関係)

砂防指定地内行為(着手・終了・廃止・中止)・占用廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
届出者  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

行為に着手する  
次のとおり行為を終了(廃止・中止)したので、届け出ます。  
占用を廃止した

着手 終了 年 月 日 廃止 中止	年 月 日
許可年月日・番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
行為又は占用 の 目 的	
理 由 (廃止・中止の場合)	
備 考	

様式第8号(第9条関係)

住 所 等 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
届出者  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり 氏名〔名称  
住所 代表者の氏名  
主たる事務所の所在地〕に変更がありましたので、届け出ます。

変 更 事 項	新	
	旧	
許可年月日・番号	年 月 日 大阪府指令 第 号	
行 为 の 目 的		
備 考		

様式第9号(第10条、第11条において準用する第10条関係)

砂防指定地内行為・占用地位承継届出書

年　月　日

大阪府知事　　様

住　所  
届出者　　氏　名　　印

〔法人にあっては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり地位を承継したので、届け出ます。

被承継人の住所氏名						
承　継　年　月　日	年　月　日					
行為又は占用の場所						
行為又は占用の目的						
行為又は占用の面積						
許　可　期　間	年　月　日から	年　月　日まで				
許可年月日・番号	年　月　日	大阪府指令	第	号		
理　　由						

注意：氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第10号(第12条関係)

90センチメートル		
砂防指定地内行為許可標識		
年 月 日		
許可の年月日		
1	及び番号	大阪府指令 第 号
2 許可に係る所在地及び面積		
年 月 日から		
3 許可期間	年 月	日まで
住 所		
4 許可を受けた者	氏名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕		

様式第11号(第14条関係)

占用料減額・免除申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
申請者 氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり占用料の 減額  
免除 を受けたいので、申請します。

占用する 砂防設備	所在地	
	占 用 面 積	
減額・免除申請の 理 由		

注意：氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第12号(第18条関係)

(表)

第 号	9センチメートル
身 分 証 明 書	
所 属	9センチメートル
職 名	9センチメートル
氏 名	9センチメートル
上記の者は、大阪府砂防指定地管理規則第18条第2項の規定により命ぜられた砂防監理員であることを証する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	交付の日から現職在任中
大阪府知事	印
6センチメートル	

(裏)

砂防法(抜粋)

(立入権等)

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地  
又ハ之ニ鄰接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サ  
ルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

2 前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後3箇月以内ニ補証金ヲ請  
求スルコトヲ得

大阪府砂防指定地管理規則(抜粋)

(砂防監理員)

第18条 砂防法第31条の規定に基づき、砂防指定地の監視及び砂防設備の管理のた  
め、砂防監理員を置く。

2 砂防監理員は、職員のうちから、知事が任命する。

3 砂防監理員は、身分証明書(様式第12号)を携帯するものとし、砂防法第23条第1  
項の規定による土地の立入りを行う場合に、関係者にこれを提示しなければなら  
ない。

4 砂防監理員は、砂防法及び条例の規定に違反する行為を行っている者に対して、  
当該行為の中止、原状回復等の指示をすることができる。

5 前項に規定する指示の手続については、別に知事が定める。